

相続形態別の必要書類一覧表

《お願い》

- ご用意いただく書類は原本を提出ください。お客さまが原本のご返却をご希望の場合には、コピーをとらせていただき、確認後にご返却いたします。
- 書類を提出後、追加書類をお願いする場合がございます。

相続の形態	手続き関係者	☑	必要書類等	書類入手先
遺産分割	遺産分割協議書なし	相続人全員	<input type="checkbox"/> ①被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍（除籍）謄本 または 認証文付き法定相続情報一覧図の写し	市区町村役場 法務局
			<input type="checkbox"/> ②相続人の戸籍謄本（被相続人の戸籍謄本で相続人を確認できない場合）または 認証文付き法定相続情報一覧図の写し	市区町村役場 法務局
			<input type="checkbox"/> ③相続人全員の印鑑登録証明書（発行後 6 カ月以内のもの）	市区町村役場
			<input type="checkbox"/> ④手続き者の実印 （相続人等を代表して預金等の相続手続をされる方の実印をご持参ください）	お客様
			<input type="checkbox"/> ⑤相続手続依頼書	当金庫
			<input type="checkbox"/> ⑥被相続人の通帳・証書等	お客様
	遺産分割協議書あり	当金庫預金等を取得する相続人	<input type="checkbox"/> ①被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍（除籍）謄本 または 認証文付き法定相続情報一覧図の写し	市区町村役場 法務局
			<input type="checkbox"/> ②相続人の戸籍謄本（被相続人の戸籍謄本で相続人を確認できない場合）または 認証文付き法定相続情報一覧図の写し	市区町村役場 法務局
			<input type="checkbox"/> ③遺産分割協議書（相続人全員の印鑑登録証明書が添付されているもの）	お客様
			<input type="checkbox"/> ④手続き者の実印 （相続人様を代表して預金等の相続手続をされる方の実印をご持参ください）	お客様
			<input type="checkbox"/> ⑤相続手続依頼書	当金庫
			<input type="checkbox"/> ⑥被相続人の通帳・証書等	お客様
	調停による場合	当金庫預金等を取得する相続人	<input type="checkbox"/> ①調停調書謄本	家庭裁判所
			<input type="checkbox"/> ②当金庫預金等を取得する相続人の印鑑登録証明書（発行後 6 カ月以内のもの）	市区町村役場
			<input type="checkbox"/> ③手続き者の実印 （預金等の相続手続をされる方の実印をご持参ください）	お客様
			<input type="checkbox"/> ④相続手続依頼書	当金庫
			<input type="checkbox"/> ⑤被相続人の通帳・証書等	お客様
	審判による場合	当金庫預金等を取得する相続人	<input type="checkbox"/> ①審判書謄本および審判確定証明書	家庭裁判所
			<input type="checkbox"/> ②当金庫預金等を取得する相続人の印鑑登録証明書（発行後 6 カ月以内のもの）	市区町村役場
			<input type="checkbox"/> ③手続き者の実印 （預金等の相続手続をされる方の実印をご持参ください）	お客様
			<input type="checkbox"/> ④相続手続依頼書	当金庫
			<input type="checkbox"/> ⑤被相続人の通帳・証書等	お客様

相続の形態		手続関係者	☑	必要書類等	書類入手先
遺言	公正証書遺言 遺言執行者あり	遺言執行者	<input type="checkbox"/>	①被相続人の死亡がわかる戸籍（除籍）謄本または「認証文付き法定相続情報一覧図の写し」	市区町村役場 法務局
			<input type="checkbox"/>	②公正証書遺言（正本または謄本）	公証役場
			<input type="checkbox"/>	③遺言執行者の印鑑登録証明書（発行後6カ月以内のもの）	市区町村役場
			<input type="checkbox"/>	④遺言執行者の実印	お客様
			<input type="checkbox"/>	⑤遺言執行者選任審判書謄本 （※家庭裁判所で遺言執行者が選任されている場合）	家庭裁判所
			<input type="checkbox"/>	⑥相続手続依頼書	当金庫
			<input type="checkbox"/>	⑦被相続人の通帳・証書等	お客様
	公正証書遺言 遺言執行者なし	当金庫預金等を取得する相続人、受遺者	<input type="checkbox"/>	①被相続人の死亡がわかる戸籍（除籍）謄本または「認証文付き法定相続情報一覧図の写し」	市区町村役場 法務局
			<input type="checkbox"/>	②公正証書遺言（正本または謄本）	公証役場
			<input type="checkbox"/>	③当金庫預金等を取得する相続人、受遺者の印鑑登録証明書（発行後6カ月以内のもの）	市区町村役場
			<input type="checkbox"/>	④手続者の実印 （相続人、受遺者を代表して預金等の相続手続をされる方の実印をご持参ください）	お客様
			<input type="checkbox"/>	⑤相続手続依頼書	当金庫
<input type="checkbox"/>			⑥被相続人の通帳・証書等	お客様	
自筆証書遺言等 遺言執行者あり	遺言執行者	<input type="checkbox"/>	①被相続人の死亡がわかる戸籍（除籍）謄本または「認証文付き法定相続情報一覧図の写し」	市区町村役場	
		<input type="checkbox"/>	②遺言書	お客様	
		<input type="checkbox"/>	③検認済証明書または遺言書検認調書謄本	家庭裁判所	
		<input type="checkbox"/>	④遺言書情報証明書（※遺言書保管制度利用の場合） なお、遺言書情報証明書を提出される場合は、②③は不要。	法務局	
		<input type="checkbox"/>	⑤遺言執行者の印鑑登録証明書（発行後6カ月以内のもの）	市区町村役場	
		<input type="checkbox"/>	⑥遺言執行者の実印	お客様	
		<input type="checkbox"/>	⑦遺言執行者選任審判書謄本 （※家庭裁判所で遺言執行者が選任されている場合）	家庭裁判所	
		<input type="checkbox"/>	⑧相続手続依頼書	当金庫	
		<input type="checkbox"/>	⑨被相続人の通帳・証書等	お客様	
自筆証書遺言等 遺言執行者なし	当金庫預金等を取得する相続人、受遺者	<input type="checkbox"/>	①被相続人の死亡がわかる戸籍（除籍）謄本または「認証文付き法定相続情報一覧図の写し」	市区町村役場	
		<input type="checkbox"/>	②遺言書	お客様	
		<input type="checkbox"/>	③検認済証明書または遺言書検認調書謄本	家庭裁判所	
		<input type="checkbox"/>	④遺言書情報証明書（※遺言書保管制度利用の場合） なお、遺言書情報証明書を提出される場合は、②③は不要。	法務局	
		<input type="checkbox"/>	⑤当金庫預金等を取得する相続人、受遺者の印鑑登録証明書（発行後6カ月以内のもの）	市区町村役場	
		<input type="checkbox"/>	⑥手続者の実印 （相続人、受遺者を代表して預金等の相続手続をされる方の実印をご持参ください）	お客様	
		<input type="checkbox"/>	⑦相続手続依頼書	当金庫	
		<input type="checkbox"/>	⑧被相続人の通帳・証書等	お客様	

《その他の事由により、補完的に必要となる種類等》

その他事由	手続関係者	<input checked="" type="checkbox"/>	必要書類等	書類入手先
相続放棄された方がいる場合	相続手続代表者等	<input type="checkbox"/>	①家庭裁判所発行の「相続放棄申述受理通知書」または「相続放棄申述受理証明書」	家庭裁判所
海外居住の相続人がいる場合	海外居住の相続人等	<input type="checkbox"/>	①海外在住地の日本領事館等発行の「署名（サイン）証明書」「在留証明書」等	海外在住地の日本領事館等
		<input type="checkbox"/>	②海外居住者である相続人本人が来店する場合は「パスポート」「住民票」等（住所が確認できる公的書類） ※なお、相続人、または被相続人が海外居住の場合でも、被相続人の国籍が日本である限り、相続手続は日本法に基づいて行うことになります。	お客様
相続人が未成年者の場合	親権者、特別代理人	<input type="checkbox"/>	①「特別代理人選任審判書謄本」 ※通常、「親権者」が手続を行います。 ※相続人でもある親権者と未成年者が利益相反関係にある場合、遺産分割協議を行うためには、特別代理人の選任が必要です。ただし、遺言がある場合は不要です（親権者で手続可）。	家庭裁判所
		<input type="checkbox"/>	②親権者、特別代理人の印鑑登録証明書（発行後6カ月以内のもの）	市区町村役場
受任者（代理人）が手続を行う場合	相続人全員、当金庫預金等を取得する相続人、受遺者	<input type="checkbox"/>	①「委任状」または「遺産整理に関する委任契約」 ※相続人、受遺者等の相続関係者全員から相続手続の一切を受任したことが確認できる委任状等をご提出ください。また、委任状等には委任者の署名・捺印（実印）および印鑑登録証明書を添付してください。	お客様
		<input type="checkbox"/>	②受任者（代理人）の印鑑登録証明書（発行後6カ月以内のもの）、実印 ※弁護士会・司法書士会発行の印鑑登録証明書も可です。	市区町村役場等